

総 第 1 9 0 号
令和 7 年 12 月 5 日

浜田市議会議長 澁谷 幹雄 様

浜田市長 三浦 大紀



議案の訂正について

令和 7 年 12 月 1 日に提出した議案第 76 号及び議案第 78 号について、下記のとおり訂正したいので、浜田市議会会議規則第 18 条第 1 項の規定により議会の許可を頂きますようお願いいたします。

記

1 議案

- (1) 議案第 76 号 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第 78 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

2 訂正理由

国の示す標準仕様書に準拠した住民情報システムの検証作業において不具合が確認されたことから、移行スケジュールの見直しが必要となり、同システムの本稼働日（条例の施行期日）が変更となるため

3 訂正内容

訂正箇所	訂正後	訂正前
議案集 5 ページ 附則（27 行目）	この条例は、 <u>規則で定める日から施行する。</u>	この条例は、 <u>令和 8 年 1 月 1 日から施行する。</u>
議案集 9 ページ 附則（10 行目）	この条例は、 <u>規則で定める日から施行する。</u>	この条例は、 <u>令和 8 年 1 月 1 日から施行する。</u>
提案条例説明資料 2 ページ 「5 施行期日等」	規則で定める日	令和 8 年 1 月 1 日
提案条例説明資料 4 ページ 「5 施行期日等」	規則で定める日	令和 8 年 1 月 1 日

